

## 令和2年度鳥獣対策優良活動表彰実施要領

### 1. 目的

野生鳥獣による農作物被害額は平成30年度が約158億円と減少で推移しているが、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、更には森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

このような中、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）」に基づき市町村における被害防止計画の作成が進展しており、当該計画に基づく取組が全国的に展開されている。

また、平成28年には法が一部改正され、被害防止施策の実施に関し、顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとされているところである。

さらには、平成29年5月に開催された農林水産業・地域の活力創造本部において「ジビエ利用拡大に関する対応方針」が決定され、ジビエの利用拡大を加速することとされ、令和2年6月に開催された同本部において、ジビエ利用拡大に向けた新たな目標が打ち出されたところである。

このため、本表彰は、

- ① 農村地域等において鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用等（以下「鳥獣対策」という。）に取り組み、地域に貢献している個人及び団体を表彰し、
- ② これを広く紹介することにより、鳥獣対策の普及・強化及び現場における効果的な鳥獣対策を推進し、
- ③ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減及び鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得向上等に資することを目的とする。

### 2. 表彰者

農林水産大臣、農林水産省農村振興局長

### 3. 実施主体

農林水産省

#### 4. 表彰点数

農林水産大臣賞 2点以内

(被害防止部門(個人・団体)又は捕獲鳥獣利活用部門(個人・団体))

農林水産省農村振興局長賞 6点以内

(被害防止部門(個人・団体)又は捕獲鳥獣利活用部門(個人・団体))

#### 5. 表彰対象者

表彰対象者は、地域で鳥獣対策に貢献している以下の個人又は団体とする。なお、鳥獣対策の活動が、概ね5年以上継続的に行われていること。

##### (1) 個人

個人については、市町村の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)の隊員若しくは実施隊の活動に協力している、又は市町村で活動している者とし、具体的に都道府県内の市町村や集落等における鳥獣対策への的確な指導・助言又は継続的な参加により、地域への貢献が顕著であると認められる者とする。

なお、表彰対象者には、都道府県、市町村等の行政担当者、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下「アドバイザー」という。)を含むものとする。

##### (2) 団体

団体については、実施隊又は実施隊と連携し活動している団体とし、他の模範となるような鳥獣対策に継続的に取り組んでいる団体とする。

#### 6. 応募方法

##### (1) 都道府県による推薦

応募しようとする者(自薦・他薦を問わない。)は、別紙1の応募用紙に必要な事項を記入し、都道府県鳥獣被害対策担当部署に令和2年11月13日(金)までに提出するものとする。

都道府県は、必要に応じて市町村等からの意見を聴いた後、別紙2の推薦調書を添付した上で、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に令和2年11月27日(金)までに提出するものとする。

この場合、北海道にあつては直接、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあつては地方農政局を経由して提出するものとする。

## (2) アドバイザーによる推薦

アドバイザーは、表彰の候補を推薦することができるものとする（ただし、アドバイザーが自らを推薦することを除く）。この場合、アドバイザーは、別紙1及び2を農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に令和2年11月27日（金）までに提出するものとする。

## 7. 選賞審査

- (1) 表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、鳥獣対策に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会の委員は、農林水産省農村振興局長が委嘱するものとし、審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定め、審査委員会の議事運営を行うものとする。
- (3) 審査委員会は、都道府県及びアドバイザーから提出のあった内容を別紙3-1又は3-2の審査基準に基づき審議を行い、表彰の候補を選定するものとし、委員は、委員の関係団体等が応募者となった場合は、その審査から外れる。
- (4) 審査委員会の審査内容は非公開とし、委員は委員会における審査内容等を外部に漏らしてはならない。また、その他審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

## 8. 表彰事例の普及

鳥獣対策の推進に資するため、表彰事例については、農林水産省ホームページに掲載するなど広く紹介するものとする。

## 令和 2 年度鳥獣対策優良活動表彰応募用紙

## 1. 応募者の概要

- (1) 応募部門  
被害防止部門（個人・団体の別）又は捕獲鳥獣利活用部門（個人・団体の別）
- (2) 氏名・名称
- (3) 代表者氏名（団体の場合のみ）
- (4) 住所・電話番号

## 2. 活動地域の概要（被害の概要）

- ・地域の一般的な概況（位置や気候）
- ・農業生産額や作付面積など地域の農作物生産の状況
- ・鳥獣による農作物被害の概況（いつ頃から、どのような鳥獣によって、どのような被害が、どの程度発生し、現在に至るか。）

## 直近 3 カ年度での被害額

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
(鳥獣種名)	千円or万円	千円or万円	千円or万円
(鳥獣種名)			
(鳥獣種名)			
(鳥獣種名)			
(鳥獣種名)			
地域全体の 合計被害金額			

※上位 5 鳥獣種の直近 3 年度分の被害金額を記載。

## 3. 活動の動機、活動開始時期、発展過程

## 4. 活動の内容

以下の例を参考に応募部門に関係する活動の内容を具体的かつ詳細に記載。

(例)

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況の把握（生息調査、集落環境診断の実施等）</li> <li>・個体数調整（捕獲方法、捕獲数の推移等）</li> <li>・被害防除（追い払いや防護柵の設置状況等）</li> <li>・生息環境管理（緩衝帯の整備や放任果樹の除去等）</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等に対する対策技術の普及啓発活動</li> <li>・被害防止活動の担い手の育成活動</li> <li>・鳥獣被害を軽減するための営農管理技術の導入</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲頭数に対する利活用の頭数、割合</li> <li>・鳥獣の食肉や加工品としての利活用</li> <li>・衛生管理の徹底（国や都道府県独自の認証の取得状況や取得予定、国のガイドラインや独自の衛生管理基準等に基づく衛生管理に係る取組等）</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな技術開発・導入 等</li> </ul>

5. 活動の成果

(例)

- ・活動の定着化、地域内外への波及
- ・農作物被害金額、被害面積・被害量等の軽減
- ・地域活性化への貢献 等

6. 今後の活動方向

7. その他

- ・活動に関する参考資料

(記載に当たっての留意点)

- ・別添参考資料「記載に当たっての留意事項」を参照

別紙 2

鳥獣対策優良活動表彰推薦調書

1. 都道府県名（又はアドバイザー氏名）

2. 推薦事例（氏名・名称）

3. 推薦理由

注：推薦理由は、別紙 3 の審査基準に留意し、400 字以内で記入してください。

## 審査基準（被害防止部門）

審査項目	審査基準
地域一体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の合意形成の下、被害防止の活動が行われている。</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊の設置が行われ、活動の強化に対して貢献している。</li> <li>等</li> </ul>
技術上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実態に応じた被害防止の技術の創意工夫（技術開発を含む。）が行われている。</li> <li>・ ICT等の活用等、捕獲技術等の高度化に取り組んでいる。</li> </ul>
人材育成活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止の担い手（地域のリーダーや捕獲従事者等）の育成活動が行われている。</li> </ul>
広域的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の市町村等との連携により、広域的・効果的な活動が行われている。</li> <li>・ 他地域の人材を活用した取組を実施している。</li> <li>等</li> </ul>
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止の技術の普及のため、講習会や研修会等を通じた普及啓発を積極的に実施している（研修等を自ら行う、研修等の受け入れを行う等）等。</li> </ul>
継続的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止の活動が概ね5年以上継続的に行われている。</li> <li>・ 活動を継続的に実施するための工夫がなされている。</li> </ul>
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止の活動が被害金額の軽減や地域の活性化等につながっている。</li> <li>・ 被害軽減の結果、耕作放棄地の解消等の波及効果が生じている。</li> <li>等</li> </ul>

注1：応募者が個人の場合は、地域の取組に対する指導・助言の内容、地域全体の活動における役割、貢献内容をもって審査する。

注2：継続的な活動については、被害防止の活動の期間が5年以上を基本に、4年以上の活動までを対象とする。

## 審査基準（捕獲鳥獣利活用部門）

審査項目	審査基準
地域一体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の合意形成の下、ジビエ利活用の活動が行われている。</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊の設置が行われ、活動の強化に対して貢献している。</li> <li>・ 捕獲鳥獣利活用等に当たり、捕獲活動とジビエ等の処理加工・販売を一体的に実施する体制が構築されている。</li> </ul> 等
技術上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や独自の認証を取得（取得予定を含む）している。国のガイドラインや独自の基準に基づく衛生管理が行われている。</li> <li>・ 地域の実態に応じた捕獲鳥獣利活用の技術の創意工夫（技術開発を含む。）が行われている。</li> <li>・ ICT等の活用等、捕獲技術等の高度化に取り組んでいる。</li> <li>・ 捕獲鳥獣利活用等に当たり、処理加工や安全性の確保、品質向上に向けた工夫が行われている。</li> </ul> 等
人材育成活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲鳥獣利活用等の担い手（処理加工の技術者や、ジビエに適した捕獲を実施できる捕獲従事者等）の育成活動が行われている。</li> </ul> 等
広域的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の市町村等との連携により、広域的・効果的な活動が行われている。</li> <li>・ 他地域の人材を活用した取組を実施している。</li> </ul> 等
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲鳥獣利活用の技術の普及のため、講習会や研修会等を通じた普及啓発を積極的に実施している（研修等を自ら行う、研修等の受け入れを行う等）。</li> </ul>



	等
継続的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲鳥獣利活用の活動が概ね5年以上継続的に行われている。</li> <li>・ 活動を継続的に実施するための工夫がなされている。</li> </ul> 等
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲鳥獣利活用の活動が被害金額の軽減や地域の活性化等につながっている。</li> <li>・ 捕獲鳥獣利活用等が、捕獲従事者の意欲向上や地域資源としての活用につながっている。</li> </ul> 等

注1：応募者が個人の場合は、地域の取組に対する指導・助言の内容、地域全体の活動における役割、貢献内容をもって審査する。

注2：継続的な活動については、捕獲鳥獣利活用の活動の期間が5年以上を基本に、4年以上の活動までを対象とする。

## 記載に当たっての留意点

### 1. はじめに

過去の応募用紙において、概念的、情緒的に記載されており、具体的な取組の評価が困難であるものが一部散見されたことから、今後の申請に当たっては、以下の事項に留意して要領に定める応募用紙（別紙1）を作成していただくようお願いする。

### 2. 「応募者の概要」について

応募部門については、応募者の取組及び意向に基づき、被害防止部門または捕獲鳥獣利活用部門のいずれかを選択して応募すること。

### 3. 「活動地域の概要（被害の概要）」について

- ① 地域の一般的な概況（位置や気候など）を簡潔に記載。
- ② 農業生産額や作付面積など地域の農作物生産の状況を記載。また、いつ頃から、どのような鳥獣によって、どのような作物に対する被害が、どの程度発生し、現在に至るのかを具体的に記載。
- ③ 被害防止部門については、被害金額について上位5鳥獣種ごとに、直近3年度分を記載。

### 4. 「活動の動機、活動開始時期、発展過程」について

- ① 活動を始める前の被害対策がどのようなものであったのかを記載。
- ② 「3. 活動地域の概要」を踏まえ、応募対象の個人又は団体について、いつ、誰が、どのような経緯で、今回応募した活動を始めるに至ったかを記載（活動開始時期について年は必須。可能であれば月日まで記載）。
- ③ 活動に当たり現在に至るまでに生じた問題や課題、課題解決に向けた取組の内容、当初の活動をより発展させる取組について、いつ、誰が、何を、どのように行ったか記載。

### 5. 「活動の内容」について

- ① 被害防止部門にあっては地域の鳥獣被害対策実施隊との関係や実施隊における役割、捕獲鳥獣利活用部門にあっては実施隊との関係を、具体的かつわかりやすく記載。
- ② 要領別紙1の（例）に記載した項目について、個人、団体の取組活動がいかに優良であるかを客観的に示せる年度ごとの定量的なデータとして被害対策に当たる実施隊等の構成員数、鳥獣の捕獲頭数、追い払い回数、柵の長さ、罠の個数、普及啓発等の取組の回数等を用いて記載。ただし、要領別紙1の（例）の全ての項目を記載する必要はない。

その際、個人、団体の活動の特徴として、周辺の他の地域で見られない地域一体的な活動や技術上の工夫、取組の改善、複数の技術の組み合わせや技術の高度化等に取り組んでいる場合などは具体的に記載。

取組に当たって被害防止の担い手の育成や近隣の市町村等との連携、地域住民に対して説明会や勉強会を開催するなどの理解醸成や合意形成を図っている場合、事業等を活用している場合には具体的に記載。

- ③ 捕獲鳥獣利活用の取組にあっても、その取組がいかに優良であるかを客観的に示せる定量的なデータとしてジビエ等として利活用している頭数、捕獲頭数に対する利活用頭数の割合、利活用による収益等を用いて記載。
- ④ ジビエ等としてより有効に利活用するため、捕獲、運搬、食肉処理加工、出荷、調理、提供までの一連の過程において、具体的に衛生管理の徹底や品質確保に努めている取組をはじめ、周辺の他の地域で見られない工夫、取組当初からの改善等を行っている場合、複数の技術の組み合わせや技術の高度化等に取り組んでいる場合には具体的に記載。

※要領に記載されている取組内容（例）

- ① 生息状況の把握（生息調査、集落環境診断の実施等）、総合的な対策（個体数調整（捕獲方法、捕獲数の推移等）、被害防除（追い払いや防護柵の設置状況等）、生息環境管理（緩衝帯の整備や放任果樹の除去等））
- ② 地域住民等に対する対策技術の普及啓発活動、被害防止活動の担い手の育成活動、鳥獣被害を軽減するための営農管理技術の導入
- ③ 捕獲頭数に対する利活用の頭数・割合、鳥獣の食肉（ジビエ）や加工品としての利活用、衛生管理の徹底（国や都道府県における認証の取組状況や取得予定、国のガイドラインや独自の衛生管理基準等に基づく衛生管理に係る取組等）
- ④ 新たな技術開発・導入（ICT技術等） 等

## 6. 「活動の成果」について

「3. 活動地域の概要」「4. 活動の動機、活動開始時期、発展過程」「5. 活動の内容」の記載を踏まえ、活動の定着化や地域内外への波及とともに、特に、農作物被害金額、被害面積や被害量等の軽減、地域活性化への貢献等について定量的なデータを含め記載。

## 7. 「今後の活動方向」について

現状の活動が抱える課題や、取組の発展を図るために検討中の新たな方策・構想について、「5. 活動の内容」や「6. 活動の成果」等を踏まえ記載。

## 8. その他

審査項目及び審査基準は別紙3-1及び別紙3-2のとおりとする。応募者が個人の場合は地域の取組に対する指導・助言の内容や地域全体の活動における役割、貢献内容が分かるよう記載。

応募用紙は、A4版8枚以内（写真（※特に捕獲鳥獣利活用部門において捕獲運搬、食肉処理加工、出荷、調理、提供等に係る写真を添付する場合は、遵守している衛生管理のルール等に留意すること）、図表を含む）とし、これ以外に活動内容が具体的にわかるものを参考資料と

して添付。

※参考資料の例

・被害防止部門

被害対策に係る資料（被害防止計画や取組体制等）、新聞等の記事、地元の広報誌、イベント等のチラシやポスター

・捕獲鳥獣利活用部門

捕獲鳥獣の利活用に係る資料（衛生管理上の取組や衛生管理に関するガイドライン、基準）、新聞等の記事、地元の広報誌、イベント等のチラシやポスター

なお、表彰される個人・団体については、受賞を辞退できないものとする。